第59号議案

蒲郡市水道事業給水条例の一部改正について

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年9月4日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

災害その他非常の場合における給水装置工事の適正な実施を図るため提案する。

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業給水条例(昭和34年蒲郡市条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前		
(給水装置工事の施行)	(給水装置工事の施行)		
第6条 給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施	第6条 給水装置工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施		
行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他</u>	行する。		
の市町村又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定に			
より指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認			
<u>めるときは、この限りでない。</u>			
2 (略)	2 (略)		

附則

この条例は、公布の日から施行する。